

「御代田町消防団 PR 動画作成業務委託」に係る公募型プロポーザル実施要領

(令和 7 年 (2025 年) 4 月 10 日決裁 消防係)

1 趣旨

本要領は、御代田町が発注する「御代田町消防団 PR 動画作成業務委託」の契約に当たり、意欲及び技術的な能力を評価し、最適な受注者を選定するための「公募型プロポーザル方式」に係る事務手続を定めたものである。

本要領に規定する事項以外の業務発注者の選定事務は、従来どおり財務会計関係規定に基づいて実施する。

2 業務概要

(1) 目的

消防団員勧誘及び PR 活動の一環として、令和 7 年度に御代田町消防団 PR 動画作成事業を実施する。

(2) 業務名称

令和 7 年度御代田町消防団 PR 動画作成業務委託

(3) 業務内容

「御代田町消防団 PR 動画作成業務委託に関する仕様書」のとおり。動画撮影、動画編集、配信まで一括して行う。再生状況の分析は逐次行い、担当課とは月一回程度の企画会議を年間を通じて行う。

(4) 業務委託期間

契約日の翌日から令和 8 年 2 月 28 日 (土) まで

(5) 提案上限額

提案上限額は、消費税を含め 2,974 千円を上限とする。

(6) 要求事項

企画提案にあたっては、「御代田町消防団 PR 動画作成業務委託に関する仕様書」に従うこと。

3 スケジュール

内 容	期 間
(1) 公告開始日	令和 7 年 4 月 10 日 (木)
(2) 質問書の受付期間	令和 7 年 4 月 10 日 (木) から 令和 7 年 4 月 17 日 (木) まで
(3) 質問に対する回答期限	令和 7 年 4 月 21 日 (月)
(4) 参加表明書の提出期限	令和 7 年 4 月 30 日 (水)
(5) 企画提案書等の受付期限	令和 7 年 5 月 13 日 (火)
(6) プレゼンテーション	令和 7 年 5 月 19 日 (月)
(7) 結果通知	令和 7 年 5 月 22 日 (木)
(8) 契約締結	令和 7 年 5 月下旬

※スケジュールは予定であり、町の都合により変更する場合がある。

4 参加資格

本プロポーザルに参加しようとする者は、次に掲げる事項を全て満たすこと。

- (1) 企画提案書等の受付期限までに「御代田町入札参加資格名簿」に登録されていること。
- (2) 長野県内に支店、本店がある者であること。
- (3) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定に該当しない者であること。
- (4) 国税、地方税いずれも滞納している者でないこと。
- (5) 客観的に明らかに経営不振に陥ったと認められる次のアからオの要件に該当する者
 - ア 民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づく民事再生手続開始の申立てがなされていない者
 - イ 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づく更生手続開始の申立てをがなされていない者
 - ウ 会社法（平成 17 年法律第 86 号）に基づく特別清算開始の申立てがなされていない者
 - エ 破産法（昭和 16 年法律第 75 号）に基づく破産手続開始の申立てがなされていない者
 - オ 銀行取引停止処分がなされていない者
- (6) 提出された書類の記載事項が虚偽でないこと。

5 公告

- (1) 公告開始日
令和 7 年 4 月 10 日（木）
- (2) 公告方法
町ホームページへの掲載
【URL】 <https://www.town.miyota.nagano.jp>

6 質問の受付及び回答

本プロポーザルに関する質問及び回答は、次のとおり行うものとする。

- (1) 受付期間
令和 7 年 4 月 10 日（木）から令和 7 年 4 月 17 日（木）午後 5 時まで
- (2) 提出方法
質問書（様式 3）に質問内容を記載し、「16 書類提出及び連絡先」宛に電子メールにて提出すること。電子メールの件名は「御代田町消防団 PR 動画作成業務委託に係るプロポーザルに関する質問（事業者名）」とし、本文中に担当者名及び連絡先等を明記すること。
※電子メール送信後、確認のため、併せて電話による連絡を行うこと。
- (3) 回答方法
提出された質問への回答は、質問者の名前を伏せた質問回答書を随時、町ホームページに掲載する。最終回答は、令和 7 年 4 月 21 日（月）までとする。

7 参加表明書の提出

- (1) 申込期間
令和 7 年 4 月 30 日（水）午後 5 時まで
- (2) 提出書類
 - ア 参加表明書（様式 1）

イ 業務実績報告書（様式2）

※類似事業の実績について、契約書の写し、事業内容や成果が分かる資料を添付すること。

ウ 事業所所在地の納税証明書（法人税、法人事業税、消費税及び地方消費税）。
なお、未納がないことの証明でも可 各1部

※ 納税証明書については、3か月以内に発行のもので、原本、写しどちらでも可

(3) 提出方法

持参又は郵送にて提出すること。なお、郵送で提出される場合、封筒等の表面に「御代田町消防団 PR 動画作成業務委託公募型プロポーザル参加表明書在中」と記載し、「一般書留」「簡易書留」のいずれかにより郵送すること。また、受付期間内に電話により書類が到着しているかの確認すること。

(4) 提出先

16 書類提出及び連絡先に同じ

8 企画提案書等の提出

(1) 提出書類

参加資格を有する者は、次の書類を提出すること。また、提出書類については、別途 CD-R 又は DVD-R の電子媒体で1部提出してください（電子媒体で提出するデータは、PDF 形式で読み込みが可能なものを作成し、ウィルス検査を実施したものとする。）。

ア 企画提案書（任意様式）

① 記載上の留意事項

1) 企画提案書の内容は、A4判（書式は自由）とする。カラー、白黒印刷についての指定はない。部数については、正本1部、副本5部を提出すること。

なお、副本には会社名等の提案事業者が特定できる記載は全て削除すること。

イ 業務取組体制及び工程表（任意様式）

① 記載上の留意事項

1) 本業務に対する取組体制、業務を進める上での留意事項や、スケジュール、作業フロー及び取組（作業）体制等について簡素に記載する。

2) A4判片面2枚以内又はA3判片面1枚以内（書式は、自由）にまとめること。カラー、白黒印刷についての指定はない。部数については、正本1部、副本5部を提出すること。

ウ 見積書（様式4）

業務名と金額（税込）、積算内訳を記入し正本1部提出すること。

(2) 提出期限

令和7年5月13日（火）午後5時まで

(3) 提出方法

持参もしくは郵送で提出すること。

なお、郵送の場合は令和7年5月13日（火）午後5時必着とする。

(4) 提出先

16 書類提出及び連絡先に同じ

9 プレゼンテーション

- (1) 実施日 令和7年5月19日(月)を予定(詳細は別途通知する)
- (2) 場所 御代田町役場 庁議室(予定)
- (3) 持ち時間 40分以内(プレゼンテーション25分以内、質疑応答15分以内)
- (4) 内容 「8 企画提案書等の提出」の「(1) 提出書類」に沿って、分かりやすく簡潔に説明すること。プレゼンテーションで使用する資料は提出された提案書のみとし、提案書にない追加提案や追加資料の配布は認めない。なお、プレゼンテーションは非公開とする。
- (5) その他
 - ア プレゼンテーションにプロジェクター等を利用する場合の機材について、当町で用意するのは、プロジェクター及びスクリーン1基とする。パソコン、ケーブル類、その他の必要な機器は各参加者で準備すること。
 - イ 提出締切日以降の資料等の追加、配布は受け付けない。
 - ウ プレゼンテーションを行う者は、本業務に直接携わる予定の責任者とし、当該者を含め出席者は3名以内とする。
 - エ 詳細な日程等については、別途連絡する。また、当日、指定された場所、時間に来ない者は失格とする。

10 審査

(1) 審査対象項目

プレゼンテーションをした事業者のうち、評価の合計点が高いものから、優先交渉権者、次点交渉権者を選定する。審査は、別に定める事業者選考会により、厳正に審査する。評価項目は、次のとおり。

- ① 参加事業者の業務実績等
- ② 見積価格の妥当性
- ③ 発注者の要求事項に対する企画提案

なお、参加事業者の業務実績等及び見積価格の妥当性については、評価の対象とするが、事務局での採点とし、選考委員による審査対象ではない。

(2) 企画提案書を特定するための評価基準

ア 企画提案書は、次の基準に基づいて特定される。(合計100点)

評価項目	評価基準	配点
1 業務遂行能力(計50点)		
	・業務を適切かつ効率的に履行できる実施体制になっているか。	30
	・過去に同様の業務や類似する業務の実績を有しているか。	20
2 企画力(計35点)		

・業務の趣旨、内容を十分理解し、適切な企画提案となっているか。	20
・適切な業務実施スケジュールが示されているか。	15
3 予算の内容（計 15 点）	
・予算配分・見積は適正か。	15

イ 審査員による審査結果を踏まえ、本業務を受託するにふさわしい適切な者を業務委託候補者として選定する。アの評価基準に基づき評価、採点し、その結果の最も高かった者を業務委託候補者として選定する。

(3) 企画提案者が 1 者又はない場合の取り扱い

企画提案者が 1 者の場合も審査を行い、業務が適切に実施できると判断される場合は、業務委託候補者として選定する。なお、業務が適切に実施できないと判断される場合又は企画提案者がいない場合は、再度、企画提案者を募集する。

(4) 業務委託候補者の選定、結果の通知及び公表

ア 全ての企画提案者に対し審査結果を令和 7 年 5 月 22 日（木）付で文書にて通知する。

イ 審査・選定・選定結果に対する質問及び異議申し立てには応じないものとする。

11 契約の締結

業務委託候補者として選定した者と町が協議し、業務委託に係る仕様を確定させた上で、町はあらためて見積書を徴取し、随意契約の方法により契約を締結する。

12 企画提案者の失格

企画提案者が次のいずれかに該当する場合は、失格とする。ただし、御代田町がやむを得ない事情があると認められた場合は、この限りではない。

- (1) 「4 参加資格」の要件を満たさなくなった場合
- (2) 提出書類等に虚偽の記載があった場合
- (3) 審査の公平性を害する行為があった場合
- (4) 企画提案者が、契約を履行することが困難と認められる状態に至った場合
- (5) 見積書の金額が、提案上限額を超えている場合
- (6) その他、著しく信義に反する行為があった場合

13 辞退

参加申し込み後に本プロポーザルを辞退する場合には、速やかに参加辞退届（様式任意）を提出すること。町が参加辞退届を受理した時点で、参加資格を失うものとする。

参加辞退届の提出にあたっては、事前に「16 書類提出及び連絡先」に電話にて連絡のうえ、持参又は郵送により提出すること。なお、辞退は自由であり、辞

退しても以後における不利益は被らない。

14 プロポーザルの中止等

やむを得ない理由等により、プロポーザルを実施することができないと認めるときは、中止または取り消す場合がある。

15 その他

- (1) 参加表明書及び企画提案書の作成、提出及びプレゼンテーションに関する費用は、提出者の負担とする。
- (2) 提出書類は、審査結果にかかわらず返却しない。
- (3) 提出書類等は、公開しない。ただし、本プロポーザル審査に係る情報公開請求があった場合には、参加者の承諾を得ずに提出書類等を公開することができる。この場合、当該法人または本業務を含む個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるものについては、除くものとする。
- (4) 提出された企画提案書は、審査目的以外には応募事業者に無断で使用しない。
- (5) 優先候補者の審査・選定を行うのに必要な範囲において、提出書類を複製して使用することがある。
- (6) 手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。
- (7) 提出書類の中で、第3者の著作物を使用する場合は、著作権法（昭和45年5月6日法律第48号）に認められたものを除き、当該第3者の承諾を得ておくこと。

16 書類提出及び連絡先

御代田町役場 消防課 消防係（御代田消防署内）

〒389-0206

長野県北佐久郡御代田町大字御代田 2382 番地 3

電話番号 0267-32-0119（代表）

F A X 0267-32-7067

Eメールアドレス miyota.f@areasaku.or.jp